

事務連絡  
令和2年4月17日

各都道府県専修学校各種学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の  
感染予防、健康管理の強化について

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言（令和2年4月7日付け）が発出され、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対象方針」について全都道府県を緊急事態措置の対象とする等の改正が行われ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に関して、在宅勤務（テレワーク）の強力な推進、職場での感染防止の取組、「三つの密」を避ける行動の徹底等を促すこととされています。

これに関して、本日、厚生労働省労働基準局長から労使団体を通じて参加団体・企業又は厚生組織に対して感染予防等の強化について周知されており、厚生労働省労働基準局長から関係府省庁に対しても、所管の団体等に対し、職場における感染予防の取組促進について周知するよう求める通知が発出されています。

については、各都道府県等におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して周知をお願いします。

また、各専修学校及び各種学校におかれては、別紙1の通知及び別紙2の厚生労働省労働基準局長から労使団体の長宛て協力依頼等を参考に、職場における感染予防、健康管理の強化に向けた取組を実施していただくようお願いいたします。

<本件担当>  
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室専修学校第一係  
代表：03-5253-4111  
(内線2915)